

令和3年12月21日

令和3年第4回和束町議会定例会

(第2号)

和 東 町 議 会

令和3年第4回和東町議会定例会

会議録 (第2号)

招集年月日 令和3年12月21日(火)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 2時29分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊彦
3番	藤	井	清隆	4番	村	山	一彦
5番	吉	田	哲也	6番	井	上	武津男
7番	岡	本	正意	8番	畑		武志
9番	小	西	啓	10番	岡	田	泰正

欠席議員(0名)

なし

職務のため議場に出席した者の氏名

事務局 長 島川昌代

書 記 西田絵美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課係長	宮嶋靖典
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	4番 村山一彦
	5番 吉田哲也

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第49号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第50号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第51号 過疎地域における和束町税条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第52号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第53号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第54号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第5号）
議案第55号 令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第56号 令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第57号 令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 発議第 9号 介護施設利用者の「補足給付」制度見直しの中止を求める意見書
- 日程第 10 発議第 10号 気候危機打開への真剣な取り組みを求める意見書
- 日程第 11 発議第 11号 新型コロナ経済対策の改善を求める意見書
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦勞さまです。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日、農村振興課長の代理として、宮嶋係長の議場への入場を許可しておりますので、御承知おきください。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、4 番村山一彦議員、5 番吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

去る 1 2 月 1 2 日に湯船地内において、ツキノワグマ 1 頭がイノシシのおりで捕獲された件につきまして、その後の状況につきまして報告をさせていただきます。

1 2 月 1 5 日の本定例会におきまして、現場からツキノワグマは 1 歳ぐらいのオスであったと報告しましたが、再度、京都府で確認された結果、4 歳のメスであったことが分かりましたので、訂正させていただきます。

京都府と和東町では、1 3 日(月)にツキノワグマと確認されてから、京都府におきましてクマを保護していただく施設や関係機関に連絡を取り、調整をしてもらっておりましたが、保護先が見つからなかったため、京都府の方針によりまして、1 7 日(金)に山に戻されました。

山に戻した理由につきましては、ツキノワグマが誤ってイノシシのおりに入ったも

のであり、鳥獣保護管理法・京都府の指針に基づいて行われたものであります。

住民への周知につきましては、防災行政無線により同日に連絡放送をさせていただいたところでございます。

この間でございますが、小西議員には、地元区長として、また猟友会の支部長として、餌とか立ち会っていただいて、本当にいろいろご苦勞をおかけいたしました、この場を借りましてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今後も京都府と連携いたしまして情報共有に努め、周知が必要な情報は防災行政無線、ホームページにお知らせをさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

議長のほうから1件ご報告を申し上げます。

和東町商工会会長、井上勝司氏から商工会に対する財政援助の強化について要望書が出されております。

以上で報告を終わります。

日程第3、議案第49号 和東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第49号の提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法第34条第3項に基づく、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、同法第34条第2項に基づき、市町村の条例改正が必要となったので、「和東町特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の所要の改正をいたしたく、ここに提案をさせていただいた次第であります。

慎重審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、議案第49号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第49号

和東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年12月21日提出

和東町長 堀 忠雄

2枚おめくりいただきまして、資料No.49のほうに新旧対照表のほうを載せております。

さらにこちらから6枚おめくりください。

事前に議長のお許しを得ておりますので、概要に基づきまして説明のほうをさせていただきます。

和東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

子ども・子育て支援法第34条第3項に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、同法第34条第2項に基づ

き、市町村の条例改正が必要となったもの。

2 改正する条例

和東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

3 改正条例の概要

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応を認める。

他、改正に伴う所要の整備。

ということで、この電磁的記録といいますのが、書面により本来想定される各種資料等でございます。また、申請型保育園で保存しておくべき申請された資料によるもので、従来は紙ベースでの保存ということにさせていただいておりましたが、これが電磁的方法で保存することも可能であるということの改正でございます。

4 条例の施行予定日

公布の日

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第49号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第49号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第50号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第50号の提案理由を申し上げます。

児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、同法第34条の16第1項に基づいて、市町村の条例改正が必要となりましたので、「和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正いたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、議案第50号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第50号

和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年12月21日提出

和東町長 堀 忠雄

2枚おめくりいただきまして、資料No.50に新旧対照表をつけさせていただいております。

また、さらに2枚ほどおめくりいただきました右のページに概要をつけさせていただいております。議長のお許しをいただいておりますので、この概要により説明させていただきます。

和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づく、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正する条例

和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 改正条例の概要

家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応を認める。他、改正に伴う所要の整備。この家庭的保育ということなのですが、これにつきましては、家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施するということで、概ね1名から5名くらいの規模でやられるというもので、今、本町におきましてはこの事業所はございませんが、国の改正に基づきまして和東町でも改正するというので、今回提案させていただいたところでございます。

4 条例の施行予定日

公布の日

以上でございます。どうぞよろしく願いたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第50号 和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第50号 和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第51号 過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第51号の提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定された「和東町過疎地域持続的発展市町村計画」において、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地

域内で一定の事業用資産を取得等した場合の固定資産税の特例に関する条例を地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第51号についてご説明いたします。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第51号

過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の制定
について

上記議案を提出する。

令和3年12月21日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、今回の過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例案でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、資料No.51といたしまして、今回条例の概要でございます。

あらかじめ議長にお許しを頂戴しておりますので、概要でのご説明をさせていただきます。

1 趣旨（第1条関係）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定された「和東町過疎地域持続的発展市町村計画」において、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内で一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サ

ービス業等についての固定資産税の特例を定めるため、当該条例を定めるものでございます。

2 特例措置（第2条関係）

まず、この特例は、（1）対象資産に係る固定資産税の課税免除を行うものでございます。

（2）特例期間は、固定資産を課すべき最初の年度から3年度間でございます。

（3）対象業種は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業でございます。

（4）対象資産は、事業の用に供するため取得等した家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地でございます。

（5）取得価格要件といたしましては、まず、製造業、旅館業につきまして500万円以上の資産。ただし、資本金額等が5,000万円を超え、1億円以下の法人は1,000万円以上、また資本金の額等が1億円を超える法人は2,000万円以上となります。

また、情報サービス業等、農林水産物等販売業につきましては、500万円以上の資産の取得でございます。

3 申請書等の提出（第3条、第4条関係）

4 特例措置の取消（第5条関係）

5 施行期日

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用でございます。

6 条例の失効（附則第2条関係）

令和6年3月31日でございます。

7 失効に伴う経過措置（附則第3条関係）

失効前に適用された免除について、失効後においても特例期間中は有効といたします。

以上、概要の説明とさせていただきます。ご承認いただきますようどうぞよろしく
お願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、お尋ねします。

既存の業者が拡大のために土地を取得された場合は、この条例に基づくものはある
んでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

はい、お答えいたします。

既存の業者様につきましては、既存の業者様、また、青色申告されております個人
様が対象になってまいります。

ただ、取得につきましては、今回でしたら令和3年4月1日からの取得のものが対
象となってまいります。土地につきましては、土地の取得から1年以内に事業の用に
供する建物が建築が始められていることが要件となっております。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、結局、今までの土地じゃなくて、拡大された分についてのいわゆる条例
に適用されるもんなんですか。それだけお聞かせください。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

はい、お答えいたします。

土地につきましては、従来からお持ちの土地で、何年か前からお持ちである土地ですとか、そこに建替えとなりますと、敷地そのものは対象にならず、建物だけの対象になる場合がございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

私、率直な意見を申し上げますけど、これは何のために提案されたのか。初めね、これを見てますと、新しい業種を呼ぶためにやられたんかと思っていました、トンネルがつくためにね。ところが、条例の失効が令和6年3月31日ということで、まだトンネルはついてないんですけど、何のためにどういうためにこういうことを提案されたのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これそのものは過疎法の時限立法に基づいております。こうしたことが根本になっておりまして、それに基づくところの過疎地域を振興させていく、今もお話ししましたように、促進させていこうという立場であります。これを持続させていくかというのは、根本が過疎法ですので、一応こういう形を取っております。今後の方向については、また継続されるかは分かりませんが、一応、時限立法ということで、この間促進していきたいと。

和東町では、今、持ってる条例そのものを生かして、法律を生かして促進に努めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

そしたら、今までもこういう条例はあったんですか。実際活用された方はいらっしゃったんですか。その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

はい、お答えいたします。

本町におきまして、この特例の条例は初めての制定でございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第51号 過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の制定について、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第51号 過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の
制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第52号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第52号の提案理由を申し上げます。

本年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、和束町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案をさせていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、説明。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、議案第52号についてご説明いたします。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第52号

和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年12月21日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただき、今回の条例の改正案でございます。

和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例

和束町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

次ページに資料No.52といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。

和東町国民健康保険条例 新旧対照表

第5条第1項の改正でございます。

左側に改正案、右側が現行でございます。

出産育児一時金として40万4,000円を40万8,000円に改めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、今回の和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例 概要でございます。

1 改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日公布、令和4年1月1日施行とされ、令和4年1月1日から産科医療補償制度の見直しといたしまして、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることに伴うものでございます。

2 改正の内容

出産育児一時金の額を40万8,000円とするものですが、産科医療補償制度の掛金と合わせまして、支給総額は42万円を維持するものでございます。

3 改正条例の施行日

令和4年1月1日でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、質問させていただきます。

出産育児一時金が40万4,000円から40万8,000円になるということで、4,000円のアップです。これの算定基準というのはどういうことでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

はい、お答えいたします。

産科医療補償制度の掛金として、従来1万6,000円であったものが1万2,000円に引き下げることにより、この差額の4,000円分が掛金ではなく、一時金の額に反映されているものでございますが、掛金と合わせまして、被保険者の方に支給される総額としましては、従来の42万円と同額で維持することになります。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第52号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第52号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第53号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第53号の提案理由を申し上げます。

本年6月11日に全世代対応型の社会保障制度を構築するため健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、議案第53号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第53号

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年12月21日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただき、今回の一部改正条例の条例案になります。

さらに8枚おめくりいただきまして、右側のページに今回条例の一部改正条例の概要を載せさせていただいております。

議長にあらかじめお許しを頂戴しておりますので、こちらの概要でのご説明とさせていただきます。

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要

1 改正の理由といたしまして、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日公布

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和3年9月10日公布、そのうち国民健康保険税の改正部分につきまして、令和4年4月1日施行となることに伴うものでございます。

2 改正の内容といたしましては、まず、未就学児の被保険者均等割額の減額についての規定が主なものとなります。第23条第2項の新設でございます。

未就学児といたしましては、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者となります。その未就学児に係る均等割保険料の5割が軽減されるものでございます。

軽減額とつきまして、下の表にまとめさせていただいております。

上段に医療分、下段のほうに支援金分、また、縦列に軽減区分として7割軽減、5割軽減、2割軽減、そして軽減非該当の場合として分けさせていただいております。

それぞれの軽減後、さらに未就学児の5割軽減となる額をまとめております。

まず、上段の医療分、均等割軽減額でございますが、本来1人当たり1万9,200円に対しまして7割軽減後に2,880円、5割軽減のほうで4,800円、2割軽減で7,680円、軽減非該当の方で9,600円それぞれ減額となります。

また、同じく下段の支援金分につきましては、均等割軽減額が本来1人当たり7,

800円に対しまして1,170円、1,950円、3,120円、3,900円とそれぞれ減額となるものでございます。

そのほか、今回の5割軽減の改正に伴いまして、条ずれですとか文言の調整等をさせていただいております。

3 改正条例の施行日

令和4年4月1日でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思います。

今、説明がありましたように、今回の改正といいますのは、いわゆる未就学児の方の被保険者の均等割の部分について半額にするというのが今回の軽減の措置になっております。これは私ども日本共産党も一貫して、この均等割というのは収入に関係なく割り当てられるという点で、人頭税に等しいということで、全般的に廃止すべきだということで主張してきた問題です。こういった問題はうちの党だけの問題ではなくて、全国知事会での地方団体等も国に対して要望しているということでありまして、今回は子供の部分について、一部ではありますけども、反映されたということは大変これは前進だというふうに考えております。

そこで確認したいんですけども、今回の軽減措置によって対象になる子供さんの数というのはどの程度対象になるというふうに考えておられるか、また、それに伴う予算上の影響額はどの程度になるか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

はい、お答えいたします。

まず、令和4年度の当初における未就学児対象児童の人数といたしましては、22人を見込んでおります。

また、その22人に対する今回の5割軽減を適用した場合の軽減額は、総額で21万6,000円と見込んでおります。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

対象が22人ということで、いわゆる予算としては21万円程度ということでありました。

それで、町長にお聞きしたいんですけども、今回、国の制度としてこういった軽減が行われて、一定これだけの軽減が行われるわけですけども、やはり子育て支援というものを町長としてもふだんから強調されているという意味では、この国の制度に加えて、当面、国自身が全額廃止にするべきことだと思いますけれども、今回の未就学児の分について、さらに町として上乘せしてゼロにしていくということも予算上も十分可能だと思うんですね。仮に町が半分持ったとしても21万円ぐらいでできるわけですから、せめてそれぐらいは来年度検討したらいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回は全世代対応型制度が一步前進すると、このように受け止めております。

まずは、第一に国の第一歩、先ほど岡本議員のご質問にもありましたように、一步

大きくというんですか、こういう考え方が前進したということで、これをまず第一歩にしていく。今、申されました内容については慎重な審議というのは、また、そこへ併せて必要かと思います。今回はこういった第一歩の制度開始に向けてやっていくと、ここに力点を置きたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回初めてこういった措置を取られたということは前進だということなんですけども、ただ、やはり国の施策に甘んじずに、町として来年度以降、新しい総合計画も始まって定住人口を増やしていく、子供の出生数も増やしていくということも掲げておられるわけですから、それに併せて町独自に国の制度が整うまで、ぜひ、その辺は前向きに検討いただきたいというふうに思うんです。

それで、もう一度、町長に最後にお聞きしておきたいんですけども、やはりこれは全体として本来は国の責任で均等割というのは廃止すべきことだというふうに思うんですね。今回も就学児までということで、子供全体としてはまだ一部にとどまっております。児童という概念からいえば18歳まであるわけですけども、そこについてはまだこれからの課題になっておりますけども、今後やはり町としても、これまでも全国的には自治体独自で均等割を軽減する自治体も既にありましたから、そういう点では町としても独自の施策というのを広げるために努力いただきたいんですけども、やはりこれは国に対して直ちにまずは児童・子供については全て、せめてこの半額ぐらいはするし、全面的に廃止していくということや、早い時期に全体的にも均等割を廃止していくということを要望いただきたいと思うんですけど、その辺、町長のお考えはいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、今回は一步前進ということで、そういうふうを受け止めております。こうしたことがこれで終わるんじゃないに、これを一步として内容をさらに充実・発展という方向は大事だろうと思います。

今、申されましたように、和束町は子育てに優しいまちづくり、この制度内で見ると、また制度外で見ると、そういった面も含めて今後検討はしていかなきゃなりません。まずはこの制度のさらに充実に向けて、国・府等には制度そのものの構築ですね、この辺を含めて要求をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

質疑ありませんか。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

私は言葉の意味が分からないので、吉田課長にお尋ねしたいんですけど、新旧対照表がございますね。それを見てますと、第2条、第3条、第4条とあるんですけど、その中に傍線が引いてあるところが変わるということなんですけど、改正後案、「所得割額並びに被保険者均等割額」、現行は「所得割額、被保険者均等割額」、同じに聞こえるんですけど、どう取ったらよろしいんですか、その辺の説明だけお願いしたいんです。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

はい、お答えいたします。

今回改正のメインとなりますのは、5割軽減の部分ではございますが、それに併せ

まして、ただいまご指摘のありました所得割額並びにという「並びに」の文言につきましては、文言の整理ということで国のほうから、一定、条例・例規等の文言の使い方として整理をされたものでございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第53号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第53号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第54号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第5号）、議案第55号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第56号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第57号 令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上4件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第54号から議案第57号の提案理由を申し上げます。

議案第 5 4 号 令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）は、前回、専決処分
のご承認をいただきました子育て世帯等臨時特別支援事業に係る追加
給付分、新型コロナウイルスワクチンに係る 3 回目接種事業、来年 4
月執行予定の京都府知事選挙に要する経費、（仮称）総合保健福祉施
設

に係る用地測量事業等において

議案第 5 5 号 令和 3 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、事
業勘定における一般被保険者療養費、昨年度の国民健康保険税減免に
係る補助金の精算に伴う返還金等において

議案第 5 6 号 令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、町
道舟尾八王子線改良工事に伴う水道管布設替工事等において

議案第 5 7 号 令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、保険事
業勘定における居宅介護サービス給付費や高額介護サービス事業費等
において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第 5 4 号の説明をさせていただきたいと思えます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第 5 4 号

令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,660万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年12月21日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきたいと思えます。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入ということで、款、補正前の額、補正額、計の順に説明を申し上げます。

11款地方交付税、17億2,425万3,000円、986万2,000円、17億3,411万5,000円。

13款分担金及び負担金、7,394万6,000円、40万6,000円、7,435万2,000円。

15款国庫支出金、5億4,080万6,000円、2,555万5,000円、5億6,636万1,000円。

16款府支出金、1億8,848万2,000円、760万2,000円、1億9,608万4,000円。

18款寄付金、32万6,000円、17万5,000円、50万1,000円。

22款町債、4億4,810万円、100万円、4億4,910万円。

歳入合計、36億4,200万円、4,460万円、36億8,660万円。

1枚おめくりいただきまして、続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2 款総務費、5 億 8,478 万 5,000 円、418 万 1,000 円、5 億 8,896 万 6,000 円。

3 款民生費、8 億 3,131 万 2,000 円、2,717 万 5,000 円、8 億 5,848 万 7,000 円。

4 款衛生費、5 億 2,216 万円、825 万 1,000 円、5 億 3,041 万 1,000 円。

5 款農林業費、1 億 3,533 万 9,000 円、△10 万 7,000 円、1 億 3,523 万 2,000 円。

7 款土木費、5 億 8,708 万 6,000 円、510 万円、5 億 9,218 万 6,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更ということで、起債の目的：町道舟尾八王子線改良事業（過疎対策）、補正前、限度額：1,500 万円、記載の方法：証書借入又は証券発行、利率：年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。補正後の限度額でございますが、今回 100 万円を追加させていただきまして 1,600 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前の内容と同様でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、資料 No. 54 予算に関する説明書、令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページにつきましては、総括ということで議案書と重複しますので、

省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますが、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 9 8 6 万 2, 0 0 0
円、これにつきましては、1 節地方交付税ということで普通交付税を計上させていただ
いております。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金で、補正額が 3 4 5 万
1, 0 0 0 円、これにつきましては、1 節保健衛生費負担金ということで、新型コロ
ナウイルスワクチン接種対策費負担金 3 4 5 万 1, 0 0 0 円を計上させていただ
いております。

同款、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、補正額が 1, 6 8 0 万円ござい
ます。これにつきましては、2 節児童福祉費補助金ということで、先の専決でいただ
きました子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金ということで、先行給付分というこ
とで 5 万円専決で計上させていただきましたが、残りの分につきましても今回の補正
で 1 人 5 万円の分を計上をさせていただいております。

同款、同項、3 目衛生費国庫補助金、補正額が 3 6 7 万 4, 0 0 0 円、これにつ
いては 1 節保健衛生費補助金、内訳としまして主なものが新型コロナウイルスワクチン
接種体制確保事業費補助金 3 2 4 万 1, 0 0 0 円でございます。

1 6 款府支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金で、補正額が 3 5 6 万 5, 0 0 0
円でございます。これにつきましては、3 節選挙費委託金、令和 4 年 4 月 1 0 日に投
開票が行われます京都府知事選挙に係ります委託金でございます。

7 ページ、8 ページは飛ばさせていただきます、次に、9 ページ、1 0 ページを
お願いいたします。

続いて、歳出でございます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 款総務費、4 項選挙費、6 目京都府知事選挙費、補正額が356万5,000円でございます。主な支出内容につきましては、期日前投票に係る報酬・職員手当89万9,000円、また10節の需用費で78万8,000円、12節委託料、15節原材料費でございますが、これにつきましては、ポスター掲示場の設置並びに掲示板等の費用ということで、計106万2,000円を計上させていただいているところでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で、補正額が550万円でございます。主なものにつきましては、12節委託料370万円、総合保健福祉施設整備事業に係ります用地測量委託料ということで370万円を、また、19節扶助費ということで、自立支援医療給付180万円を計上させていただいております。

次に、同款、同項、3 目老人福祉費、補正額が333万6,000円ということで、これにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、後期高齢者療養給付費負担金153万7,000円、また、19節扶助費で138万円、これにつきましては、老人福祉施設措置の分でございます。

同款、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費で、補正額が1,784万円でございます。主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで1,680万円、これにつきましては、歳入で申し上げましたように、子育て世帯への臨時特別給付金、一括支給するための給付金5万円分、1,680万円を計上させていただいております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費で補正額が740万7,000円、主なものにつきましては、7 節報償費、コロナワクチン接種等謝金ということで286万7,000円を、13ページ、14ページになりますが、14節役務費で96万2,0

00円を、また、12節の委託料といたしまして135万5,000円、これにつきましては、主なものがコロナワクチン接種委託料、コロナワクチン接種システム改修委託料、コロナワクチン被接種者送迎委託料等、計上させていただいているところがございます。

次に、15ページ、16ページをお願いしたいと思います。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で、補正額が310万円でございます。これにつきましては、14節工事請負費ということで、町道維持修繕事業300万円を、また、21節補償補填及び賠償金ということで、町道舟尾八王子線に係ります水道特別会計の補償金ということで100万円を計上させていただいているところがございます。

17ページから20ページにつきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

なお、特別会計につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩を取ります。

休憩（午前10時31分～午前10時45分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、議案第55号につきましてご説明させていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第55号

令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,210万円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月21日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正となります。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明させていただきます。

3款国庫支出金、0、15万1,000円、15万1,000円。

4款府支出金、4億6,503万8,000円、80万円、4億6,583万8,000円。

7款繰越金、1,000円、94万9,000円、95万円。

歳入合計、6億1,020万円、190万円、6億1,210万円。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明させていただきます。

1款総務費、303万5,000円、23万4,000円、326万9,000円。

2款保険給付費、4億4,222万5,000円、80万円、4億4,302万5,000円。

6款保健事業費、1,196万5,000円、3万5,000円、1,200万円。

9款諸支出金、41万1,000円、83万1,000円、124万2,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.55、予算に関する説明書 令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（事業勘定）によりご説明を続けさせていただきます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順にご説明申し上げます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額15万1,000円、こちらは1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額80万円、こちらは1節普通交付金でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額94万9,000円、こちらは前年度繰越金でございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が23万4,000円、主なものといたしまして1節報酬14万8,000円、こちらはマイナンバーカードの健康保険証利用の開始に伴う利用申込みの支援に当たる会計年度任用職員報酬でございます。

また、12節委託料4万6,000円、こちらは先にご承認いただきました未就学児の均等割軽減の対応のシステム改修委託料でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費、補正額80万円、こちらは18節負担金補助及び交付金といたしまして、現金給付の療養費に対するもので

ございます。

6 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額 3 万 5,000 円でございます。11 節役務費といたしまして、特定健診結果のデータ処理手数料でございます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、補正額が 83 万 1,000 円、こちらは 22 節償還金利子及び割引料といたしまして、国への返還金でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、簡易水道事業の補正についてご説明させていただきます。

議案書第 56 号をお開きください。

議案第 56 号

令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 370 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出

1枚おめくりください。

第1表 歳入でございます。

2款分担金及び負担金、補正前の額1,672万6,000円、補正額1,100万円、計1,772万6,000円。

6款繰入金、補正前の額7,899万2,000円、△51万2,000円、7,848万円。

8款諸収入、補正前の額600万7,000円、補正額101万2,000円、701万9,000円。

歳入合計でございます。2億220万円、150万円、2億370万円。

おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、補正前の額7,922万9,000円、補正額50万円、計7,972万9,000円。

2款施設費、1,944万円、補正額100万円、2,044万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

それでは、予算に関する説明書資料No.56をお開きください。

こちらも1ページから4ページまでは総括ですので、飛ばさせていただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

2款分担金及び負担金、1項分担金、1目施設費分担金でございます。工事費分担金として100万円。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目減債基金繰入金、補正額△51万2,000円でございます。減債基金の繰入金でございます。

8款諸収入、2項雑入、1目雑入、101万2,000円、消費税の還付等ござ

います。

おめくりください。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 0 節需用費、医薬材料として50 万円補正しております。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、1 4 節工事請負費で、舟尾八王子線改良工事に伴う水道管布設替工事でございます。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金でございます。減額の5 1 万2, 0 0 0 円となっております。

以上、簡易水道事業の補正でございます。審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第5 7 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第5 7 号

令和3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3 号）

令和3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3 0 0 万円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7 億3, 6 0 0 万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表歳入歳出予算補正」による。

令和3 年1 2 月2 1 日提出

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款保険料、1億4,326万6,000円、62万5,000円、1億4,389万1,000円。

3款国庫支出金、1億6,922万9,000円、99万6,000円、1億7,022万5,000円。

4款支払基金交付金、1億8,865万8,000円、76万9,000円、1億8,942万7,000円。

5款府支出金、1億871万円、19万1,000円、1億890万1,000円。

7款繰入金、1億752万9,000円、41万9,000円、1億794万8,000円。

歳入合計、7億3,300万円、300万円、7億3,600万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出も同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款総務費、707万2,000円、11万5,000円、718万7,000円。

2款保険給付費、6億7,589万3,000円、285万円、6億7,874万3,000円。

4款地域支援事業費、3,325万5,000円、3万5,000円、3,329万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.57、予算に関する説明書 令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）（保険事業勘定）で説明させていただきます。

1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5ページ、6ページのほうをよろしくお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 7 4 万円、1 節現年度分でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 1 8 万 6, 0 0 0 円、これにつきましても 1 節現年度分の調整交付金でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 7 6 万 9, 0 0 0 円、これにつきましても 1 節現年度分ということでございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらにつきましても主なもののみ説明させていただきます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額 2 0 0 万円、これにつきましては 1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、9 目居宅介護サービス計画給付費、補正額 1 5 0 万円、これにつきましても 1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、補正額 1 8 0 万円、これにつきましても 1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、9 ページ、1 0 ページお願いいたします。

同款、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、補正額 2 3 0 万円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

同款、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額 △ 5 4 0 万円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2 番、高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、一般会計の説明書のほうの 1 2 ページなのですが、子育て世帯への臨時特別給付の関係でございます。

先日の定例会の中でもご答弁があったんですが、そのときには国の連絡を受けて、それで一括するかどうするかというようなご答弁だったと思います。その後、16日の新聞に一括でということで発表されておりますが、具体的に中学生までの給付の方法と高校生の給付の方法、また時期についてお知らせいただきたい。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正で提案させていただきました1,680万円、この負担金補助及び交付金が可決されましたら一括の10万円の給付を計画しているところでございます。それで、できましたら児童手当を給付している中学生以下のお子さんのあるご家庭につきましては、その中で高校生のお子さんがいらっしゃいましても振込させていただきます口座のほうを確認を取れますので、今、予定しておりますのは、年内28日を予定しておりますが、そちらのほうで一括の交付を考えているところでございます。

また、児童手当の給付をされていらっしゃらない高校生のみのご家庭の方につきましては、本日この予算が可決されました後に郵送で申請のご案内をさせていただきまして、それに基づきまして、これにつきましては年は変わってしまいますけども、1月の中下旬ぐらいの給付を予定しているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

その次のページでコロナワクチンの3回目の接種の関係です。

これにつきましても、新聞の発表のほうで、和東の場合、2月下旬ということで、集団接種で行うということで、接種日程は町が指定して、はがきで通知するということがございます。これについても具体的に教えていただきたい。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、3回目の追加接種ということでございます。今、計画しておりますのが、2月の下旬の最終の土曜・日曜日あたりを計画しているところでございます。町内の医療機関の先生方にも当然ながらご協力を願わなければいけないということで、そちらのほうで、今、日程調整をしているところでございます。

住民様につきましては、これの日程が決まり次第、通知のほうをさせていただきまして、その通知の中で3回目の接種を希望されるかどうかという希望のアンケートも同封させていただきまして、本町のほうに返信していただくという形での事務のほうを進めさせていただいているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

ということは、例えば、1回目、2回目、副反応がひどくて、3回目を見送りたいという方もおられると思うんですが、そういった分については、その希望のアンケートのほうで確認をするということによろしいですね。

すみません、集団ということで、第1回、第2回と同じように送迎については考え

ておられますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

送迎につきましては、当然でございますが、65歳以上の方ということでございますので、送迎のほうは考えております。事前に社会福祉協議会のほうで1回目、2回目もお願いさせていただきましたので、もう既にそちらのほうで調整させていただいているところでございます。本日、予算のほうを提案させていただいておりますので、可決されました暁には、すぐさま社会福祉協議会に正式に依頼した中で、送迎のほうの調整もさせていただく予定をしております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

集団接種の場所というのは前回と同じですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

前回につきましては、暖かい時期、また夏場の暑い時期ということでございましたので、B&G海洋センターのほうを使わせていただきましたが、さすがに冬期ということで、あそこは暖房設備も一切ございませんので、難しいということで、今、計画しておりますのは庁舎の隣にあります社会福祉センター、こちらのほうでの集団接種を計画しているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。ありがとうございます。

話は変わるんですが、接種証明アプリが昨日から国のほうで運用開始されたということでございます。これについてはマイナンバーを入力することで自動で接種した状態、日付とか種類とか取得できるということなんですね。もう私も入れたんですが、これについて担当の方の業務の軽減につながるのかなというふうに思いますし、このアプリの普及についての案内ですね、町のほうからされる予定はあるのかどうか、お願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、高山議員からもありましたように、このアプリにつきましては、確かに本町の業務につきましても、従来でしたら紙ベースで申請いただいて、紙ベースでうちのほうで出させていただいているというのが本来でございます。今回のものにつきましては、マイナンバーカードの取得がないと難しいものでございますが、これによりましてアプリでの取得ができるということで軽減はさせていただくということにはなりますので、本町といたしましても、ホームページなり広報なりでこういうようなものはどんどん住民のほうに情報提供していく予定をしております。

今現在まだ載せておりませんが、これにつきましては国の正式通知がなかなか決まらなかったというので、今、載せておりませんが、昨日からの運用開始、12月20日からということでございますので、早急に対応のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

なるべく分かりやすく、いずれの案内についても住民の方が分かりやすい案内をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今ありましたワクチンのことで私のほうから一つお聞きしておきたいんですけども、いわゆる年明けから3回目の接種ということで言われておりますけども、一つはですね、要は、今まで自治体のほうで打っていただいた分についてはファイザーの分で接種をしていただいたと思うんですね。もちろん大規模接種等では一部モデルナ等もあったと思うんですけども、基本的に和東町のほうで打っていただいた分については、ファイザーで2回とも打っていただいていると思います。今、国のほうではモデルナの分についても承認したということで、いわゆる交互接種ということで、ファイザーだったけど、今回はモデルナでもいいというようなことで、今、進めようとされております。

ただ、一方で、副反応の問題もありますし、やはりファイザーで打ったから3回目もファイザーで打ちたいとか、そういう希望をされる方もおられるというふうに思うんですけども、その辺、和東町としてのワクチンの種類というものは、入荷の部分ですけれども、その辺の見通しというのはどうなのか。

また、仮に交互接種というふうになった場合、それに不安や疑問に丁寧に対応する必要があるというふうに思いますけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

今、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ワクチンでございますが、本町では確かに1回目、2回目につきましてファイザー製のワクチンを使わせていただきました。今、3回目のために国のほうに発注をかけている先行分といたしましては、ファイザーで1箱納入の予定はさせていただいておりますが、これ以降につきましては、皆様も報道等でご承知かもしれませんが、ファイザー製のワクチンが国に入ってくるのが55%、45%につきましてはモデルナワクチンということを知っているところでございますので、本町で全員がファイザーを求められたとしても、ファイザーになるかどうかというのはまだ先のことは未定としか今ここではお伝えすることができない状態でございます。

ただ、まず、年明けに医療従事者、高齢者施設等の接種をさせていただいた後、先ほど高山議員のご質問で答弁させていただきましたように、2月の下旬に高齢者のほうをさせていただくんですが、それにつきましては先行で頂く1箱で何とか賄っていきけるかなとは思っているところでございます。年明けに改めてワクチンのほうの請求をするときに国がモデルナしか配給できないということになればモデルナになる可能性もございますので、それにつきましては、より細かく丁寧な説明のほうを住民の皆様させていただく予定をしております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回はどっちにしても新しいワクチンで、ファイザーだから安全とかいうことじゃないんですけども、やはり打たれる方に見たら、違う会社のワクチンを打つかもしれないというのは大変不安も大きいと思うんですね。実際これまでの情報等でいいますと、モデルナについては副反応の部分で、一定、ファイザーよりも重篤な部分が

あたりとかいうようなことも言われている中で、大変不安も大きいと思います。

この間の報道では、ファイザーでもモデルナでも両方対応するというような医療機関もあるような話もありますけども、そういった情報も含めて丁寧に対応いただきたいと思います。

それと、もう一つは、1回目、2回目の接種を受けておられない方ですね。いわゆる、まだ未接種の方がおられると思うんです。特に、若い方とかも含めて、不安もあって接種してないという方は私も何人かお会いしたこともあるんですけども、今後、1回目から接種したいというような希望があった場合に今後どのように対応されるのか。

また、もう一つは、この間あまり言われてないんですけども、今まで12歳以上のお子さんも接種対象にしてきたんですけども、11歳以下の部分についても接種を進めるような話もあったとは思いますが、その辺は今どのような状況なのか、それも含めて説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、まだ未接種の方、一度も打っておられない方、また、1回目打ったけども、2回目はまだという方も確かにいらっしゃいます。これにつきましては、改めて接種機会を設けるつもりでございます。この方につきましては、当然、当方のほうで把握もしているところでございますので、個別に改めて案内して、そこで接種する意思があるのかの希望も取らせていただきたいと思います。

これにつきましては、年明け、今ちらっとありましたけど、12歳以上の方の12歳の方の部分ですけども、満12歳になった方の接種というのが誕生日が来てからでないと無理だということなので、和束町におきましては小学校6年生相当になるんで

すけども、なかなか人数がそろわないところがありますので、年を明けて2月前後ぐらいに一定一固まりでの案内をさせていただくときに、同じタイミングで未接種の方、案内させていただいて、一定の人数をそろえた中での接種をというふうに考えているところでございます。

また、質問にありました12歳以下のところでございますが、諸外国などでは5歳以上12歳未満の枠のほうというのも聞いております。日本でも国のほうでそういうなのがマスコミ等でも話題にもなっておりましたが、今まだ国のほうからはこちらのほうの接種の話が全然、本町のほうにも届いておりません。議論がどこまで行っているのかというのでも国のほう情報がこちらのほうに届いてないというのが現状でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、オミクロン株というのがかなり急速に日本でも広がりつつあるという状況が出ておりますだけに、3回目の接種というのはそれはそれで大変重要なことですので、そこは迅速に、また丁寧に対応いただきたいですし、また、先ほど言いましたように、交互接種の関係であるとか、また未接種の方への対応であるとかいうのも、その辺も丁寧にぜひお願いしたいということで要望しておきたいと思っております。

次に、簡易水道の関係でお聞きしたいというふうに思います。

先日の一般質問でいわゆる住民への説明をどうするのかという話の中で、町長は、今、担当課のほうでそういった類いの資料を作ってるという話をされておりました。

先日、ホームページを見ておられますと、水道料金改定についてというのが載っておりますで、そこにこういうものがアップされておりました。私も一応読ませていただいたんですけども、そこで課長にお聞きしたいんですけども、いわゆる住民説明というか、住民への周知という点で作られた資料というのはこれが全てなのかということ

をお聞きしたいというのと、それからホームページは挙げられましたけど、今後どのように使われるのか、それから、先日の一般質問でも、こういうことを配るだけじゃなくて、住民に直接意見を聞くであるとか、説明をする機会を持つであるとかいうことも必要じゃないかということで、町長はそれがあれば応えていくみたいな話をされていましたが、実際どのようにその辺の説明というのはされていこうという予定があるのか、それを課長のほうからお聞きしたいというのが1点です。

もう1点は、こういった料金値上げの根拠になるものというのは、前にも言いましたけど、基本的に経営戦略だと思うんですよ。いわゆる平成29年に初めて簡易水道事業の経営戦略というのをつくられて、そのときにいわゆる25%値上げということが書かれてたので、その後はいろいろ協議があったと思うんです。ただ、その後、いろいろ状況が変わった中で、令和2年に改定案というのがつくられたと思うんですね。ただ、これは案なので、私は完成したやつを見たことがないんですね。担当課に前に問い合わせたときも、「改定してません」と言ってはったんです。ということは、今度の値上げというのは何に基づいて値上げというのを出されているのか。そもそも改定案というのはつくられたのか、その辺を答弁いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問ですけども、今の段階で私が言えることは、水道委員の了解を得た広報文書を次の広報れんけいの中に折り込むという形になろうと思います。これにつきましては、水道委員の了解を取った上で作成しまして、今、広報の折り込みのほうに回しているという状況です。同じものをホームページのほうには12月17日に挙げております。内容につきましては、Q&Aタイプになったものでございます。これを見ただけでその内容の全てだと思っております。

それと、経営戦略につきましては、改定は平成28年にできた25%を基準に今回

の値上げを検討しております。25%とあくまでも平成27年度までの事業の中での25%値上げで何とかいけるだろうということで考えておりましたが、事業自身が平成28年度以降実施されておりますので、その後の事業の内容等で事業費等が大きく変動しておりますので、その辺で変わっております。

経営戦略につきましては、第5次総合計画と合わせまして、令和4年度の当初予算に合わせて、新たに来月、再来月で水道委員会のほうにももんでいただいて、来年4月から新たな料金改定後の経営戦略をつくりたいということで考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

要は、これだけだということなんですね。あと、経営戦略も結局改定してない。

先ほど、平成28年度につくられた経営戦略が基本になってるからと言われましたよね。でも、値上げ幅というのは、前と比べたら25%どころか倍以上になっているわけですよね。見通しとかいうのも含めて、全ていろんなことが変わってくるはずですよ。しかも、前の経営戦略というのは10年間の経営戦略だったわけですよ。

いろいろ状況が変わったからって言われるけども、10年を見通してつくったものが2、3年で破綻したということですか。それぐらい、いいかげんな経営戦略だったということだと思えるんですけど、そういう改定もせずに要は値上げを強行したということでは、いえ、全く根拠のない、要は、今度つくるやつっていうのは値上げした後の話でしょう。後づけのようにつくるということですよ。和東町というのはそういうやり方をされるところなんですかということが大変はっきりしたなと思うんです。大変いいかげんなやり方で今度の値上げというのが強行されたというふうに言わざるを得ないと思うんです。

ですから、本来はちゃんと今回の値上げをやる前に、こういう見通しでやるから値

上げなんだというのが経営戦略でしょう。そういう点でも大変これは瑕疵があるというふうに思うんですね。

中身の問題ですね、ちょっと触れたいと思うんですけど、私、これを読んで大変憤っているんですよ。本当にこれを配られるんかと思うぐらいのやつですけど、私が思いますのは、料金値上げの原因ですよ。何で値上げするのか、原因は何だったのかということなんですけど、これを読んでますと、「皆さんの水道使用料が減って料金収入が減少したから」って書いてあるんですよ。「今までは料金値上げせんと事業を運営してきたけど、このままでは地震などの大きな自然災害が起こったり水道施設や水道管の老朽化整備に対応できなくなるおそれがあります」というふうに、Q & Aでは、「近年、和束町に住む人たちが少なくなってきたり」というのもあるんですよ。

でも、9月議会でしたかね。私が人口減少が原因であるというんだったらという話をしましたよね。でも、そのとき課長は「それは大きい原因ではない」と否定されましたよね。なのにQ & Aでは「人口が減ってることが料金値上げの原因だ」というふうに言ってるんですよ。これはどういうことですか。あれからまた原因が変わったんですか。

それから、地震とかが起こって対応できなくなるということなんかは一回も言っておられませんよね。それはまた新たに出てきた原因だったんですか。その辺どうなんですか、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員に申し上げます。水道関連の質問としては受けさせていただいているんですけども、本委員会におきましては補正予算に関するものが主題となっておりますので、次の質問については質問事項を変えていただきますようお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、ご答弁させていただきます。

今の質問でございますが、あくまでも人口減少も水道の使用料の減少も一要因となっております。

ほかに言いますと、特に平成22年の東日本大震災の関係で耐震関係の基準が変わったこと、というようなことの要因が加味された上での金額の算定になりますので、その部分についてはご理解願いたい。それが全て工事費及び事業費に動いたということと、それと私が一番言いたいのは、独立採算制の事業でございます。応分の負担につきましては住民の方にお願ひせざるを得ないということについては水道事業の根幹でございますので、そのあたりも含めまして、当初25%の値上げで何とか持ちこたえたいというのは平成28年度の経営戦略でございますが、その後、事業完了まで何とか引っ張りましたけども、このままでいきますと令和4年度以降の起債の償還及び事業の運営等に支障を来すということが判断できましたので、料金改定の条例を提出させていただいたということでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

議長をお願いしたいんですけども、今、補正予算にのってないから質疑はしてほしくないと言われましたよね。しかし、これは前の補正でつくられたやつが執行されてるわけですよね。実際これが既にホームページに挙げられて、実際にこれが公表されてると。この中身がどうなのかということはここで質さなかったらどこで質せるんですか。そういう場所を別にいただけるんでしょうか。これは産業委員会にも示してないでしょう。議会に一度もちゃんとこういったものを出しますということを示さないまま、今、突然出してるんですよ。これはどうなんですかって言おうと思っても、それは補正にのってないから質疑できませんといったら、じゃあ、どこで質疑したらいい

いんですか、議長。それでもここでやったら駄目なんですか。

○議長（岡田泰正君）

本委員会は補正予算の審議になってますので、それに徹していただきたいと思えます。

○7番（岡本正意君）

もちろんのってない部分でいろいろ進捗しているわけですから、そこは柔軟に対応いただきたいと思うんですが、一応、そういう要請もありますので、私の言いたいことだけ言っておきますと、先ほど地震云々なんて今まで一回も言ってこなかったじゃないですか。「このままでは地震や洪水などの大きな災害が起こったり、水道施設が古くなったら対応できなくなるかもしれません」というふうにこれはほとんど脅しですよ。そんなこと今まで一回も言ってなかったのにね、やはり今まで言っておられたのは借金返さなくちゃいけないということでしょう。起債のピークが何年後に来るから、それに間に合わなくなるから値上げなんだと町長は言われましたよね。このことはここに一つも書いてないですよ。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員、質問を変えてください。

○7番（岡本正意君）

質問してません。意見を言ってるんです。

ですから、やるんだったらちゃんとしたことを書いてください、説明しなくちゃいけないことを説明しないわけですから。

最後に指摘だけしておきますけど、最後にこう書いてありますね。「使用料金を上げることについては、今までいろんな人たちがたくさん時間をかけて話し合ってきたんだ」と書いてありますよね。いろんな人たちって誰ですか。水道委員さんだけでしょ。たくさん時間かけてきたってね、年数はたくさんかもしれないけど、実際はそんなにかけてないじゃないですか。そういう住民の方をばかにしてるんじゃないかと

というような説明ですね。これしかないってというようなことでは大変不十分ですし、和東町としてももう少し責任のある説明をしていただきたいなど。正しいことをちゃんと書いていただきたい。書くべきことをちゃんと書いていただきたいなどと思いますので、質問したらあかんで言うてはるので、答弁は結構ですけど、そこはちゃんと見ていただいて、和東町として恥ずかしくない説明していただきたいと思いますので、その辺、町長もよろしくお願ひしたいと思います。

こんな配ったら恥ずかしいですよ、本当に。

次にですね、ワクチンの関係で関連して総務課長に一つだけ聞いておきたいんですけども、やはりワクチンの接種がオミクロン株の拡大ということが見通される中で大変大事なんですけども、同時に検査というものもやはり大事だと思うんです。これは委員会でも言いましたけども、もう1回だけ聞いておきたいんですけど、6月議会で補正されたPCR検査の補助ですね、いまだに執行されてないと。あれからまた委員会からも半月以上経ってるけど、いまだにホームページでも何も言われてないですよ。言われましたか。この前、国の動きもあるからって言われましたね。じゃあ、どういう形でされようとしているのか、その辺、説明だけお願ひできますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

ホームページにつきましては、12月1日に載せさせていただいております。新型コロナウイルスという緊急のところの大項目のところに載せておりますので、ご確認のほうをお願ひしたいと思います。

それと、今回、国におきましては、PCR検査の無料化ということで11月に私どもの方に連絡がございました。47都道府県が事業主体になりますが、ワクチン検査パッケージという利用を促すということで、国のほうでは12月中にその制度を確

立するというところで聞いているところでございます。

和東町につきましては、3分の2の補助ということで現在させていただいているところでございますが、都道府県の歩調に合わせながら町長のほうに上申をさせていただきまして、予算につきましては1人1万3,000円を上限に300人分組ませてもらっておりますので、それを活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員、最後の質問です。

○7番（岡本正意君）

今回、国のほうの無償化というのは一定限られた方が対象ですので、それはそれでやってもらったらいんですけども、やはりできるだけ今後制限なく多くの方が無償で受けられるという方向でやっていただくことが大変大事だと思いますので、今せっかくつくられた補助制度というのがありますので、その辺、もう少し受けやすいような方向で、改定も考えていただきたいというふうに思います。

最後に、子育て世帯の関係で1点だけ給付の関係なんですけども、福祉課長に確認なんですけども、一応、先ほど高校生までのとこの部分は説明がありましたけども、今後、対象者が来年3月31日までにお生まれになったお子さんということで言われております。今後、出生予定というのも一定つかんでおられると思うんですけども、その辺の順次対象になっておられるとこの扱いの部分だけ確認だけお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

3月末までということで、出生に係るものにつきましては、実は今回、また前回の専決でさせていただきました1,680万円、今回の分と合わせまして3,360万円

でございますが、この中に10月以降生まれる見込みということで、10名分の児童数は一応見込ませていただいております。

また、国の基準として約10%の割増しを見て、万が一の転入等に対応できるようにということで国のほうからの指示もいただいておりますので、今のところ3月末までの出生があったとしても、今回の予算を可決いただきましたら、全て対応できるかというふうに想定しているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時38分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

午前中に岡本議員のほうからいろいろ水道の関係でご質問がございました。私からも簡易水道の補正予算に関して質問させていただきたいと思います。

昨日、石寺橋の横の水管橋の補修工事を行っていただきました。やはり以前にも9月議会でも簡易水道の関係で質問させていただきましたけども、特に西和東地域、西部の地域の中で石寺橋の水管橋のような状況になっているところというのは、ほかにあるのかなのか教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の高山議員のご質問でございますが、現在、水管橋を使っている橋は数橋ございます。その中でも白栖にございます2橋、それから石寺にございます2橋、これは石寺橋も含んでおります。この4橋の水管橋は早急に架け替えなければならないという

状況にあるのが現実でございます。これは40年近く経っておりますので、老朽が進んでいるということでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

4橋あるということで、まだこれから4カ所について補修をしていかないといけないということですね。この補修については町の単費で補修をしていくということになると思うんですね。これまでも水管橋だけではなくて、配水管についても漏水があって、何カ所か石寺でも掃除し、撰原でもありましたし、何カ所かの補修工事をされておられます。ですから、その都度その都度そういう単費の補修をこれまで繰り返してこられたんですね。

今もご答弁がありましたけど、やはり40年以上、経過している配水管ですから、どこで、いつ漏れるか分からない状況にあるわけですね。ですから、その都度その都度単費で補修していくというのは非常に無駄な事業になるということだと思っております。そういう意味では、前回もご質問させていただきましたけど、西部全体のより早い全体の配管の入替えをやるべきだというふうに考えているんですが、先ほど岡本議員からも経営戦略どうなっているのかというようなお話もございました。そのあたりの考えをぜひご答弁お願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ご答弁させていただきます。

今おっしゃられたとおり、和東町内の水道管につきましては約70キロございます。このうちの旧西部水源の部分につきましては、施工後40年が過ぎたというような状況になっておりまして、この部分の早期の改修が必要であるということになります。

次期、令和4年度以降の経営戦略の中にこの計画については盛り込んでいきたいというふうには考えておるところでございますが、現実でいいますと、人口減少の増、それから、9月定例会でもかなり議論になりました起債の償還等々がございます。これを今回の料金改定等々も含みまして検討した上で、早期に計画を挙げたいというところがございます。

今、高山議員がおっしゃられたとおり、その場その場の補修で単費対応ということが出ておりますので、これを抜本的にやり換えるというのは早期の簡易水道事業の課題だと思っております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

しっかりとこの経営戦略を立てていただいて、西部の配管の工事を早急に実施していただけるようお願いしたいというふうに思いますので、あとはそのためにやはり住民の皆さんにしっかりとそこを理解していただく努力は、先ほども出ておりましたけれども、その努力はしっかりとやっていただくということが必要だと思いますので、ぜひ、そのあたりについてもよろしくお願いします。

以上です。終わります。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

先ほど午前中に総務課長に検査の補助について、一応、周知いただいているということを確認したんですけど、確かにありましたけど、いわゆるかなり探さないと届かないんですね。要は、新型コロナウイルスの情報だけ一応独立していただいていますけれども、要は、そこにすぐに見えない状況がありましたし、新着情報にも入っておりません。ですので、やはりもう少し分かりやすいように表示いただきたいと思います

ので、そこは要望だけしておきたいと思います。

一般会計の16ページの道路維持費の関係で町道維持修繕工事に300万円計上されておりますけども、この辺の説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、御答弁させていただきます。

今の岡本議員の分につきまして、請負工事費で300万円を計上させていただきました。これにつきましては、中から童仙房に抜ける町道でございます。この町道の1橋は定期的な橋梁点検の中で4という判定が出ました。早急にこの橋の補修をしないと、その奥で茶を作られている方等に影響が出ますので、応急な対応をしたいということで、今回、予算計上しております。

橋梁につきましては、丸尾二橋という橋でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それと、関連してですね、いわゆる町道関係でいいますと、繰り返し言っておりますけども、通学路の関係等で、一定、やはり年に何回か全国でも重大な事故等も起っている中で、安全確保というのは大変大事になっていると思うんですけども、その辺の前から言ってますように、通学路に関する安全確保のためのいわゆるペイントも含めての措置というのがその後もされてないというふうに思うんですけども、その辺はどのような問題意識を持っておられるのか、今後、通学路の関係の歩道等がつけられない状況がありますから、特に地域内のところが多いわけですけども、そこについてのそういったものは今後予定されているのかどうか、その辺、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問でございますが、本年度の予算に舗装の若干の修正、それから通学路の安全に対する確保ということで予算計上させていただいております、それについては測量実施しております。年度内には一定の箇所について、修繕もしくは改修していきたいということで動いております。年明け早々に発注という形で今、準備をしておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

よろしくをお願いしたいと思います。

次に、その下の新設改良費の関係で、今回、過疎対策事業債を財源として、町道舟尾八王子線改良事業ということで補償金として100万円上がっておりますけども、この辺の事業の今後どういうふうに進めていくのか説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の件でございますが、場所につきましては町道舟尾八王子線、地元の方には舟尾より場と言われるところなんですけども、ここから通称観音さんと言いますけども、抜ける間の道でございます。若干、路肩が落ちておまして、この部分を修繕したいということで改修する計画を2年前に立てて、事業には取り組んできました。ただ、ここには埋設管として水道と下水が入っております。水道の部分について当初の設計以上に工事費がかかってくるということが判明しまして、今回、実施設計を組むに当たり100万円の事業費がかかってきます。

今回、道路のほうの工事を行いますので、町道のほうから補償金という形で計上さ

せていただいて、事業につきましては水道の会計のほうで発注するというので、水道のほうに補正で100万円上げさせていただいています。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆるその寄合所のところから舟尾に抜けていく道の途中だと思うんですけども、あそこは道の幅が端の方ちょっと落ちてるという状況があって、以前から地域でも改修の要望があって、今回やっていただけだと思うんですけども、具体的にどのような期間で工事に入られるのか、入った場合に交通規制等はあるのか、その辺はいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問でございますが、具体的には、今回の補正予算が通過後、設計を再度見直します。これは12月の標準価格に変更する関係でございます。それが終わりましたら1月早々にも発注ができると思います。発注しまして、その後、約2カ月弱は現場はかかると思っておりますので、年度末完成を目指して仕事をしていきたい。

ただ、この間、別所区につきましては全面通行止めという形での工事になりますので、今、トンネル工事や他の工事等も含めまして、この周辺での工事がありますので、かなり地元の方には御迷惑をおかけすることになるんですが、そのところは御理解願いたいということで考えております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

地域の方の交通の問題もありますし、いろいろ他の業者さんとかの関係の車両等、

また、ごみ収集車等の関係等も関係してくると思いますので、その辺、支障のないようにぜひお願いしたいというふうに思います。

それで、ちょっと議長にお願いしたいんですけども、先ほどこの関係ないことは質疑できないということでしたけども、先ほど町長のほうから冒頭、いわゆるクマの出没について新たな情報として報告をいただきました。大変、住民の方からも、今回初めてということで、いろいろ不安のほうも聞いているということもありますので、1点だけ先ほどの町長の報告に関連して確認したいことがございますので、その質疑をお願いできるでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

そしたら、1点だけ許可します。

○7番（岡本正意君）

先ほど町長の報告の中で、今回出没したというか、わなにかかっていたクマが1歳の小グマということで初め出てましたけど、4歳のメスということで報告がありました。その点についてですけども、いわゆる1歳の小グマが出たということであったのと、今回4歳であったということで、いわゆるクマの今後の対応について何か変わることがあるのかということなんですね。

4歳といいますと、ちょっと調べたんですけど、人間でいいますと子供を生む年齢らしいんですね。そういう点では、今後繁殖していくということもあると思うんですけども、京都府とも連携いただいて対応いただいているとは思いますが、今後このクマの生息という部分で、和束町で今回初めてでしたけども、今回は例えば一時的なもので、生息地域としてはまだ認定されていないのか、それとも今後はそういう生息が可能性のあるということで今後対応を検討されていく状況なのかというのを確認をしたいということと、それから、住民の方からも、一応、防災無線等で周知はいただいたんですけども、やはりもう放されたということもありますし、山に入るときにクマが出ましたとかいう意味での紙ベースの周知であるとか、また、立て看板とか、

そういった部分での注意喚起というものもされているのかどうかですね、その辺も含めて報告をお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

最初の1点目であります。この地域でのクマというのは、指定は受けてないわけでありまして、今回のこういう事態があることによって京都府のほうも見直しをかける、こういう姿勢であることを確認しております。

それと、今、言われますように、緊急な場合は緊急でやりましたが、住民に周知が必要な施策を取っていきたくと、このように思っております。

確かに、その場その場によってしたところは、法律に基づいているとはいえども、これは京都府にも求めていたわけなんです。まず保護していただく施設とか、これは京都府にも相当時間をかけていただきました。そして50カ所当たってもらった。そこでやむを得ず法律に基づいて処置をしたわけなんです。今、御質問ありますように、十分こういう配慮をして、住民に危害が起こらないような状態に努めていきたくと、京都府と十分連携を取りながらやってまいりたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑ありませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第 5 4 号 令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 5 4 号 令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 5 号 令和 3 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 5 5 号 令和 3 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 6 号 令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 5 6 号 令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 7 号 令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 5 7 号 令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 発議第 9 号 介護施設利用者の「補足給付」制度見直しの中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

発議第9号の提案理由を申し上げます。

この間、高齢者の負担が著しく重くなっており、生活苦が厳しくなっております。頼みの年金収入が年々減少するとともに、とりわけ重い負担になっているのが介護保険です。

本町では今年4月からの介護保険料が基準額で月額1,400円も値上げ、月額7,600円となり、制度スタート時の保険料と比べ3倍を超えています。利用料負担も負担増が繰り返され、今年8月から特養や老健施設を利用する低所得者の高齢者を対象とする補足給付が見直され、ショートステイ利用者も含め、大幅な負担増となっております。

意見書にもあるように、補足給付は2005年の制度改定で食費・居住費を全額自己負担にした際に、低所得者に配慮するとして導入されたものです。今回の見直しはこれらの配慮さえなくし、ますます介護の安心を奪う冷酷な仕打ちであり、多くの高齢者が貧弱な国民年金に頼る本町の実情からも容認できないことから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第9号

介護施設利用者の「補足給付」制度見直しの中止を求める

意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年12月21日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

介護施設利用者の「補足給付」制度見直しの中止を求める

意見書

特別養護老人ホームなどの利用料が8月から跳ね上がり、費用が2倍にもなるケースも生まれています。今回の見直しは、住民税非課税世帯の利用者の食費・居住費を補助する「補足給付」制度に関するものです。

見直しの内容は、①特養、老健施設等の入所者で低所得者(年金収入月10万円超)の食費負担を月2万円から4万2,000円に値上げし、ショートステイの食費を全ての住民税非課税世帯で1.5から2倍に値上げする②資産要件を「預貯金額1000万円以下」から、収入の区分に応じて「500万～650万円以下」に変更というものです。見直しの影響で「補足給付」の対象外となれば、年金収入80万円以下の場合、食費・居住費の負担が月6.6万円も増えます。

そもそも「補足給付」は、2005年の制度改定で食費・居住費を全額自己負担にした際に、住民税非課税世帯など低所得者に配慮するとして導入された制度です。今回の改定は、その配慮をもなくし、制度の趣旨に真っ向から反するものであり、コロナ禍の最中での見直し実施は、苦境にある高齢者や家族に追い打ちをかける血も涙もないやり方と言わざるを得ません。年金支給額が年々減少する一方で、介護保険料や利用料の負担は増え続け、安心できる介護は遠のくばかりの実態です。政府におかれては、「補足給付」制度の見直しを中止し、負担軽減こそ行い、安心できる介護保険制度に責任を持つことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(岡田泰正君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、井上議員、賛成ですか、反対ですか。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私、介護施設利用者の「補足給付」制度見直しの中止を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

2025年において団塊の世代が一斉に後期高齢者となり、医療制度・介護制度を圧迫する事態に至ります。政府においては、これらに配慮して自分たちで個々に消費する食費については、自己負担の原則により「補足給付」見直しが必要と考え、生活にある程度ゆとりのある世帯に対して見直しの方策が取られる結果となり、今回の制度改革となりました。

それゆえ継続的な介護制度安定のため必要と考え、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第9号について賛成討論を行います。

今回の見直しは、補足給付の事実上の廃止にも等しい内容であります。仮に資産要件での除外を免れても負担は通常負担とほとんど変わらず、もし資産要件で除外されれば大幅な負担増となる危険がございます。

資産要件はこれまで一律に単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下でした

が、8月から年金収入を3段階に分け、単身で500万円から650万円以下、夫婦で1,500万円から1,650万円以下とし、条件を厳しくしております。

この程度の預貯金に目くじらを立ててお金があるだろうと言わんばかりの負担増ですが、特養や老健施設の利用料は施設により違いはありますが、何もかもがお金次第で、月に10万円超えの負担は当たり前となっており、この程度の資産はあつという間に底をつくのが実態で、まさに身ぐるみ剥ぐ政府のやり方は血も涙もないもので、許されないことです。

コロナ禍の下、様々に制約が多い生活を強いられる中、急速に心身が衰え、弱られる高齢者が増え、介護を必要とするケースも増える傾向にあります。本来ならこのようなときに安心してケアを受けられることで心身の不調を回復し、生活を維持していくことにつなげるのが介護保険制度の役割ではないでしょうか。この間の保険料値上げや補足給付の負担増は介護保険の果たすべき役割から逆行し、高齢者やその家族をますます追い詰めるものです。

本町は今後ますます高齢化が進むことは明らかであり、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりは本町のまちづくりの大きな柱となります。その意味でも、今回の補足給付の見直しによる大幅な介護費用の負担増は容認できませんし、中止すべきものであることを強調し、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第9号 介護施設利用者の「補足給付」制度見直しの中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第9号 介護施設利用者の「補足給付」制度見直しの中止を求める意見書は、否決されました。

日程第10、発議第10号 気候危機打開への真剣な取り組みを求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第10号についての提案理由を申し上げます。

意見書にもあるように、気候変動による危機の実態は極めて深刻であります。国連は2030年までに温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できなければ気温上昇を産業革命前と比べて1.5度までに抑制できないとしております。1.5度までに抑制できればよいということでもなく、1.5度上昇でも大きなリスクが増大し、温室効果ガスが一定濃度を超えてしまうと後戻りできない破局的な事態に陥るとまで言われております。当面の重要な節目となっている2030年まで10年を切る中、気候危機打開への取組はまさに緊急かつ死活的な待ったなしの問題です。しかしながら、政府の方針や対応はそれにふさわしい中身となっておらず、真剣な取組を求める必要があることから、本意見書を提案いたします。

別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第10号

気候危機打開への真剣な取り組みを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年12月21日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 岡田 泰正 様

気候危機打開への真剣な取り組みを求める意見書

気候危機と呼ぶべき非常事態が、異常気象や森林火災等の多発、海面上昇などの脅威が世界を襲い、日本でも豪雨や猛暑など深刻な影響があらわれています。国連は2030年までに温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できなければ世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑制できないことを明らかにし、人間の影響が温暖化を促進させたと断言しました。

現在、パンデミックを引き起こしている新型コロナウイルス等の感染症が多発する背景にも環境破壊と温暖化があります。英国のグラスゴーで開催されたCOP26は様々な各国の事情はありつつ、成果文書に気温上昇を産業革命前と比べ1.5度に抑える努力の追求が明記され、CO₂を大量に出す石炭火力発電も段階的削減で合意しました。世界5位のCO₂排出国である日本の責任は重大です。

しかし、日本政府は2030年以降も石炭火力発電を使う姿勢を示し、2年連続で「化石賞」を受けるなど世界から厳しい批判を浴びています。日本の排出削減目標は2030年度に2010年度比42%削減と世界平均を下回っており、大きく立ち遅れています。

岸田首相は排出削減目標の上積みを表明せず、石炭火力の削減、廃止にも言及しないばかりか、国内外での新增設まで計画しており、COP26で46カ国・地域が採択した「先進国は30年代、それ以外は40年代に石炭火力を全廃する」とした声明にも参加しませんでした。これでは気候危機打開へ役割を發揮できないだけでなく、目標達成の足を引っ張ることになりかねません。

このまま気温上昇が続き気候危機が進行、深刻化すれば、異常気象やそれに伴う災害が今以上に多発・激化し、地域の安全安心がさらに脅かされるとともに、本町の基幹産業である茶業をはじめ、農業の前途にも深刻な影響を及ぼすことが非常に危惧さ

れます。それは地域経済はもとより食糧の生産・確保という生存に関わる問題にも直結します。

政府におかれては、削減目標の引き上げや石炭火力の廃止に一刻の猶予もなしに踏み出し、再生可能エネルギーの導入や省エネ推進など具体的行動を直ちに開始し、気候危機打開へ真剣に取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

経済産業大臣 萩生田光一 様

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

環境大臣 山口 壮 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、気候危機打開への真剣な取り組みを求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

政府は、C O P 2 6 に先立つ 1 0 月 2 2 日に新たなエネルギー基本計画を閣議決定、2 0 3 0 年度の温室効果ガス排出量を 1 3 年度比で 4 6 % 削減する目標の実現に向け、再エネルギーを「主力電源として最大限の導入に取り組む」と明記した。

従来の温室効果ガス削減目標である 1 3 年度比 2 6 % 削減を大きく上回っており、その前提として 3 0 年度の電源構成で再エネルギーを 3 6 % から 3 8 % にする目標を掲げた。これは 1 9 年度実績である約 1 8 % の約 2 倍に当たる。

資源エネルギー庁の 2 0 1 9 年度実績と 2 0 3 0 年度目標の電源構成を見てみると、太陽光発電・風力発電などの再生エネルギーは 1 8 % 程度から約 3 6 % から 3 8 % 程度、原子力エネルギーは 6 % 程度から約 2 0 % から 2 2 % 程度、L N G エネルギーは 3 7 % から約 2 0 % 程度、石炭エネルギーは 3 2 % 程度から約 1 9 % 程度、石油などエネルギーは 7 % 程度から約 2 % 程度、水素・アンモニアエネルギーは 0 % から約 1 % 程度と目標が掲げられている。これはミックスエネルギーが必要不可欠であるとの理由による。

しかしながら、再生エネルギーは環境問題・騒音問題が近年多発している。さらに天候による電量の変動、賦課金の上昇は企業や家計を圧迫する。そのため、出力調整が容易な火力発電が必要となる。今後は燃やしても C O ₂ を排出しない水素やアンモニアなどを活用することでゼロミッション化を進める方針を政府は考えているとしている。

なお、中国やアメリカなどの C O ₂ 排出大国が性急に C O ₂ 削減に取り組んでくれないことにはこの問題は解決しない。日本政府においては粛々と目標達成されることを願い、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論ありませんか。

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第10号についての賛成討論を行います。

提案理由でも述べたように、気候危機の進行は極めて深刻であり、待ったなしの状況ですが、意見書でも指摘しているように、政府の姿勢や取組は甚だ不十分であるだけでなく、逆に、足を引っ張る存在になっております。意見書では日本の目標が2010年比45%減に届かない42%減にとどまっていることを上げておりますが、ちなみに、世界の先進国の目標を紹介すると、EUは55%減、イギリスは68%減、アメリカは50から52%減など、最低でも50%以上、60%台となっております。同じ先進国の中でも日本の目標がいかに低いかは明らかです。

先のCOP26では、1.5度上昇抑制で一枚岩になれたわけではありませんが、次回の会議までに目標の見直しを行うことが確認されております。しかし、岸田総理は最近の国会答弁でも目標の見直しさえ消極姿勢に終始し、真面目に気候危機に向き合おうとしているとは残念ながら言えません。その背景には、意見書でも指摘しているような石炭火力発電の削減・廃止に背を向け、新增設さえ計画する石炭火力にしがみついた姿勢があるとともに、いまだに原発にしがみつき、再生可能エネルギーの普及や推進に本腰を入れない政府の姿勢がございます。このままでは日本が気候危機の深刻化に手を貸すことになりかねないというよりも、現実になっていると言わざるを得ません。

今年の4月初旬、和東の茶畑を深刻な凍霜害が襲いました。これまで十数年、数十年に一度と言われてきた霜被害がここ数年連続して発生している事態に多くの農家の方から、「気候がおかしいんじゃないか」、「毎年発生するんじゃないか」、「そのうちお茶が作れなくなるのではないか」、そのような危機感を口にされております。

また、異常な高温、異常な豪雨、それに伴う命の危険、災害の危険は多くの方が実感されていると思います。そして、今、世界を席卷しているコロナ感染症による危機もこの間の人間によるもうけ優先の経済活動、乱暴な開発等による環境破壊、それに

伴う気候変動の進行と深く関係していることは明瞭であり、これ以上の環境破壊は新たな未知のウイルスの放出、感染症パンデミックの頻発にもつながる危険性を広げることは避けられません。私たち1人1人が意識を変え、できることから行動することは重要ですが、それを無駄にしないためにも、政府が化石から抜け出して本気になって気候危機に向き合い、具体的に行動されることが不可欠であり、決定的であることを申し上げて、本意見書への賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございますか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第10号 気候危機打開への真剣な取り組みを求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第10号 気候危機打開への真剣な取り組みを求める意見書は、否決されました。

日程第11、発議第11号 新型コロナ経済対策の改善を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第11号についての提案理由を申し上げます。

昨日の国会でコロナ経済対策を盛り込んだ過去最大規模と言われる補正予算が成立いたしました。しかし、その内容は、意見書でも指摘しているように、困っている人に届かない極めて不十分なもので、国会審議を経ても抜本的な改善は行われぬまま

成立しました。そのため課題はまだ山積したままであり、引き続き改善を求め、困っている人を本当に支え救済する、全ての国民が安心できる対策を行わせる必要があることから、本意見書を提案するものです。

読み上げまして提案いたします。

発議第11号

新型コロナ経済対策の改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年12月21日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

新型コロナ経済対策の改善を求める意見書

政府は、財政支出55.7兆円規模の新型コロナウイルス経済対策を決定しましたが、内容は、「困っている人に行き届く」支援にはなっていません。焦点となっている10万円の給付金は、18歳以下の子どもを対象にしたものは現金とクーポン券を半々にし、時期をずらすやり方や対象世帯の線引き方法等に強い批判があります。住民税非課税世帯への支給も要件が厳しく、苦境が続く学生も含め、多くの困っている人が除外される実態があります。

また、マイナンバーカードの新規取得や健康保険証の利用登録等にマイナポイントを支給するのは給付を引き換えにしたカードの普及が目的であり、生活支援とは言えません。

事業者への給付金は持続化給付金の半分程度にしかならず、対象時期も11月から5カ月間と今年1月以降の緊急事態宣言期間を除外するなど、極めて不十分です。

賃上げ支援も、賃上げ企業の法人税減税はこれまでも効果がなかった施策の継続であり、看護や介護、保育現場の労働者への賃上げは、月9,000円や月4,000円

など現場から「一桁少ない」と声が上がるほどで、しかも対象は来年2月から9月まで、それ以降は検討課題で目途ありません。これでは岸田総理が公約していた「お困りの方に届ける」には程遠い内容であり、困っている国民1人1人に行き届く支援に改善する必要があります。

コロナで生活に困っている人を広く対象にした給付金、持続化給付金や家賃支援給付金の再給付、抜本的な賃上げ支援の実施などとともに消費税減税を真剣に検討し実施するなど、政府は新型コロナで傷んだ国民生活を真剣に支援する内容に改善すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

経済産業大臣 萩生田光一 様

文部科学大臣 末松 信介 様

新型コロナ対策担当大臣 山際大志郎 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

井上議員。

○ 6 番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、新型コロナ経済対策の改善を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

政府は、11月19日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、コロナ感染症で傷ついた経済を立て直し、国民の暮らし、雇用や事業を守り抜く必要があるため、種々の方策を講ずるとした。

10万円給付の支給方法では、当初2回に分けて行うことであったが、地方自治体からの実情、また、一刻も早い給付を行うことが必要と察し、年内での全額現金での一括給付など、三つの方法を明記した指針を各自治体に通知した。

また、住民税非課税世帯への「プッシュ型」現金給付に加え、厳しい状況にある学生などには学びを継続するための緊急給付金を支給、生活困窮世帯には様々な生活支援資金の延長や再支給制度の整備などを行い、新たな就労へとつなぐことができる方策が講じられた。

マイナンバーカードでは、ポイント支給による生活支援の側面がある一方で、キャッシュレス事業者への現金チャージ、商品購入など見込まれ、国民の消費を喚起し、経済の活性化にもつながるとしている。

事業者に対しては、事業収入の減少額に応じた「事業復活支援金」の給付のみならず、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資について事業者ニーズに応じて見直し、4月以降も継続するとともに、経営改善までのハンズオン支援や経営改善計画の策定・実行支援などが行われる。

ガソリン・石油・灯油などの値上がりに対しては、備蓄品を緊急放出することで国民生活に痛手のないよう計らい、また、賃上げの推進に当たっては、令和4年度税制改正において、賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化が検討されている。

看護や介護、保育現場の労働者賃上げについても、来年2月から前倒しで実施、さ

らに来年10月以降も令和4年度予算で検討されている。

よって、様々な対策が講じられているため、反対いたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

発議第11号について賛成討論を行います。

今回の対策の目玉とされた18歳以下の子供への給付金は、全国の自治体、給付対象者、国民の厳しい批判を受けて、当初の現金とクーポンでの給付との政府の方針は変更を余儀なくされました。変更そのものは当然のことですが、給付金一つ見ても、政府・与党が国民生活よりも政治的思惑を優先していることが浮き彫りになりました。

子供たちへの給付金そのものは必要と思いますし、実際に助かる子育て家庭も多いとは思いますが、選挙の際に岸田総理が公約されていた「困っている人に給付する」は果たされておりません。早急に具体化すべき問題です。

給付金にも表れたように、対策全体として国民生活への支援よりも政治的な思惑が優先されております。その最たるものがマイナンバーカードの取得とマイナポイント支給を結びつけたことです。カード取得とキャッシュレス決済のひもづけに5,000円分、健康保険証の利用登録で7,500円分、預貯金口座とのひもづけに7,500円分などしております。これまで個人情報漏えい等のリスクへの不安や政府への不信感からあれこれと優遇策を打ってもなかなか取得が増えずにいたマイナンバーカードをコロナ禍に苦しむ国民の足元を見るような態度で、ポイントが欲しければカードを作れ、個人情報を差し出せと迫り、マイナンバーカードの普及を進めるやり方はまさに江戸時代の踏み絵と同じであり、このような露骨な政策誘導に約2兆円も使うのは税金の悪用でしかありません。

同時に、今回のお金で釣るようなやり方は、このマイナンバーカードの普及というものがいかに国民にしっかりとしたものが語るものがないかということがはっきりし

たんではないかと思えます。

もう一つは軍事費の増額です。補正予算に7,738億円もの予算を計上したことで年間の軍事費の予算が初めて6兆円を超えております。額も問題ですが、中身はさらに問題だらけであります。軟弱地盤の問題など完成の見通しもない沖縄県名護市の辺野古新基地関係に810億円、兵器製造大手企業への前払い金に4,287億円、迎撃ミサイルに441億円などが計上されましたが、このような予算がなぜ今、緊急に必要なのか意味不明であります。これだけの予算を生活支援に振り向ければどれだけの困っている人が救われるでしょうか。今回の補正に計上された看護・介護・保育などの労働者の賃上げ分は約2,600億円程度です。軍事費の補正分の3分の1にもならず、軍事費の補正分を回せば、少なくとも今回の3倍の賃上げができるわけです。

困窮する学生への給付金の場合、予算は675億円にすぎず、軍事費補正分の10分の1以下であり、先ほど紹介した名護市の辺野古新基地関係の予算にも届きません。これほどの的を外した対策も安倍・菅政権の継承と言えるのではないかと思います。これでは幾ら予算規模が最大規模でも国民生活に届かなければ生活や生業の再建に役立たないばかりか、ますます悪化させることになる危険性が高いと言わざるを得ません。改めて困っている人に速やかにとの国民への岸田総理の約束を果たすことを求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第11号 新型コロナ経済対策の改善を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第11号 新型コロナ経済対策の改善を求める意見書は、否決されました。

日程第12、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和3年第4回和東町議会の定例会を閉会されるに当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

まずをもって、最初に、提案させていただきました全議案につきまして、原案どおりご承認いただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、本議会を通じて皆様方から多くのご意見、そしてご提言をいただきました。これらをこれからの和東町の行政に生かさせていただき、そして事業の着実な運営に

努めてまいりたいと、このように考えております。

引き続きまして、議員の皆さん方の一層のご支援とご協力をいただきますことをよろしくお願いいたします。

なお、この冬は非常に寒いとも言われております。そして、コロナ禍にあります。どうか皆様におかれましてはご自愛いただきまして、ご健勝にて新年を迎えられることをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これを持ちまして、令和3年和東町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午後2時29分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 2 月 24 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 村 山 一 彦

〃

和東町議会議員 吉 田 哲 也